

# 平成 30 年度 事業報告書

## 1. 概況

近年、経済のグローバル化は着実な進展を見せており、米国を除いた 11か国によるいわゆる TPP11 については、昨年 12月 30日に我が国を含む 6か国で発効し、本年 1月 14 日にはベトナムが加わった。また、昨年 7月に署名された日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA)も本年 2月 1日に発効した。この他、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、アセアン経済共同体 (AEC) など、メガ FTA の創設や経済連携深化に向けた動きが、今後とも活発化していくものと予想される。

これらのメガ FTA 創設や平成 29 年 2月に発効した WTO 貿易円滑化協定からより大きなメリットを享受するためにも、国際貿易取引等に係る各種手続の簡素化、電子化の推進は重要であり、ASEAN シングル・ウインドウを始め国境を越えた電子データ交換のためのインフラ整備が進んでいるところである。経済のボーダーレス化の進展に伴う国際貿易の安全性と円滑化のためにも、昨今の IT 技術の利活用の推進と国際標準の導入は喫緊の課題であり、当協会が参画する国連欧州経済委員会(UNECE)に設置されている国連 CEFAC<sup>1</sup>(貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター)における国際標準化活動は、その重要性を増している。

当協会は、昭和 49 年の創設以来、国連 CEFAC の我が国唯一の窓口機関として、また、AFAC<sup>2</sup>の創設メンバーとして、国内外における貿易関係手続に関する国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等にかかる調査研究活動及び「日本輸出入者標準コード<sup>3</sup>」にかかる維持・管理業務を行ってきているところであるが、平成 30 年度に計画した各種事業についても、関係団体等のご協力を得て実施することができた。

<sup>1</sup> 国連 CEFAC は、国連 ECE/WP.4 (貿易手続簡素化作業部会) が平成 9 年 3 月に発展的に改組されたもので、現在の正式名称は、The United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business (貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター) という。改組当初は、『行政、商業、運輸に関する手続及び実務簡素化センター』(Centre for the Facilitation of Procedures and Practices in Administration, Commerce and Transport) と呼んでいたが、平成 12 年 3 月、略号の UN/CEFACT はそのまで、その名称のみが変更されている。

<sup>2</sup> AFAC は、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business (貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会) といい、従来の「アジア EDIFACT ボード (ASEB)」が、平成 11 年 9 月の第 17 回ソウル会議において発展的に改組され、AFAC の略称はそのまま太平洋地域を加え、国連 CEFAC が開発した国際標準等の普及を図るために、非営利、非政治的な団体として活動している。

<sup>3</sup> 日本輸出入者標準コードは、昭和 43 年、日本船主協会がコンテナ化に対応するため開発した輸出入者符号表（いわゆる「船協コード」）が前身であり、昭和 58 年から当協会が保守・管理を行っている。

## 2. 事業計画等の承認

平成 30 年度事業計画及び収支予算については、平成 30 年 2 月 28 日（水）に開催された第 16 回理事会において決議され、その後平成 30 年 3 月 26 日（月）に開催された第 11 回評議員会において承認された。

## 3. 事業別活動

### （1）広報等普及事業

平成 30 年度の広報等普及事業については、その具体的事業をイ. 広報普及事業、ロ. 制度・電子化調査研究事業、及びハ. 国際機関との連携推進事業に区分し、それぞれの事業を以下のとおり実施した。

#### イ. 広報普及事業

- ① 国連 CEFAC が推進する貿易関係手続の電子化及び電子商取引のための国際標準化の動向、各種勧告、我が国及び諸外国の法令、手続き、政策の動向等の情報を収集し、当協会が発行する広報誌（「月刊 JASTPRO」、月 1 回発行）及びホームページ上に編集・掲載するとともに、当協会の賛助会員及びこれらの動向等に関心を有する関係団体・機関、企業等に幅広く配布した。また、当協会の窓口での閲覧等を可能とするとともに、希望者に対して無償で配布した。
- ② （一社）全国中小貿易業連盟が兵庫・大阪において開催する時局講演会（2 地区で 139 名が参加）、財務省税関研修所での税関職員を対象とした専門研修（16 名が参加）、（公財）日本関税協会が主催するメガ EPA 原産地セミナー（60 名が参加）、JETRO 貿易投資相談課が主催する貿易投資アドバイザーを対象とした講演（約 40 名が参加）、（一社）日本自動車工業会が主催する講演（20 名が参加）等に、それぞれの要請に基づき講師を派遣し、ブロックチェーン技術の貿易業務への適用に向けた取り組み、メガ EPA の発効と特恵貿易実務（原産地規則）及び原産地手続、貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する説明を行った。
- ③ また、これまでの調査研究活動を通じ、貿易取引に関する「国際売買」、「物流（運送関連の保険を含む一連のサービス）」、「金融（決済と信用）」、そして「貿易管理（通関、貿易に関する規制など）」の 4 分野から構成される相互の関連性等について、これを分かり易く解説していくことが必要であるとの認識に立ち、早稲田大学の名誉教授で当協会調査委員会の委員長を長年務めている「椿弘次氏」にお願いし、「貿易の実務と理論」とのテーマにて、当協会の広報誌に連載（平成 26 年 9 月以降）した。

## 四. 制度・電子化調査研究事業

平成 30 年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の事業を実施した。

### ① 経済連携協定の利活用促進のための調査とその情報提供（原産地手続等）

我が国がこれまでに締結した 15 の経済連携協定に加え、平成 30 年度においては、米国を除いた 11 か国によるいわゆる TPP11 が昨年 12 月 30 日に発効し、日 EU・EPA についても本年 2 月 1 日に発効したことから、現在我が国は 17 の国・地域と経済連携協定を実施している。貿易に関して経済連携協定のメリットを最大限享受するためには、協定ごとに定められている原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けられるための手続き等についての理解が求められ、専門家等による輸出入者への丁寧な説明が必要となる。そのため、原産地規則及び原産地手続に関し、当協会のホームページへの論文、エッセイの掲載、業界団体への講演等を実施し、関係業界等へ情報発信を行った。

日 EU・EPA の発効が本年春頃と予想されたことから、昨年 11 月現地に赴き、EU における原産地自己申告を実施するための事務の実態調査、EU における特恵関税適用申請手続、通関後の事後確認についての EU 当局等現地関係者との意見交換、情報収集を行った。調査結果については、調査報告書にまとめるとともにセミナーを開催し、賛助会員をはじめ関係業界等に情報発信した。

また、昨年 9 月に（株）日立ソリューションズとの共催で、「メガ FTA (TPP11、日 EU) の発効を見据えたグローバル通商戦略とは」と題したセミナーを、本年 2 月に、駐日欧州連合（EU）代表部と共に、EU 委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日 EU・EPA の原産地手続に関するセミナーを開催した。

### ② 国連 CEFACHT 日本委員会の活動に対する支援

国連 CEFACHT 日本委員会（JEC<sup>4</sup>）は、我が国において国連 CEFACHT が開発する勧告や標準の普及・促進活動を支援するための組織として平成 2 年に関係業界団体、企業等により設立された（当協会が事務局）。

国連 CEFACHT 日本委員会は、総会を平成 30 年 7 月に、運営委員会を平成 30 年 6 月及び 31 年 3 月にそれぞれ開催し、また、JEC の下部組織である「国連 CEFACHT 標準促進委員会」を平成 30 年 6 月及び 11 月に開催した。当協会はその事務局として、国連 CEFACHT 総会への対応の協議、国連 CEFACHT が進める国際標準化に向け

<sup>4</sup> JEC (UN/CEFACT Japan Committee) : 平成 19 年 6 月 25 日開催の EDIFACT 日本委員会 (JEC) 総会において、JEC の略称はそのままとし、フルネームを国連 CEFACHT 日本委員会に改称するとともに規約の一部改正を行い現在に至っている。

たプロジェクトや勧告（勧告第 16 号「国連 LOCODE」改定案）等に関する我が国関係業界の意見の集約等を実施するなど、所要の支援を行った。

なお、JEC の下には、他の団体が事務局を務める「国連 CEFAC 観光部会」及び「サプライチェーン情報基盤研究会」が設置され、作業部会として活動している。当協会はそれぞれの活動が有効に機能するよう、各部会等が開催する委員会に可能な限り参画した。

## 八、国際機関との連携推進事業

平成 30 年度においては、国連 CEFAC はもとより、我が国の貿易相手国としてのウエイトが高いアジア太平洋地域の各国が加盟する AFACT 会合等、以下の会合へ参加し、その概要を要約の上、当協会の広報誌やホームページに掲載するとともに、賛助会員をはじめ、関係団体・機関、企業等に幅広く情報提供に努めた。

### ① 国連 CEFAC 総会等への参加

国連 CEFAC の総会は、年 1 回、ジュネーブにて開催され、また同フォーラム会議は、春季と秋季の年 2 回開催（ジュネーブ等）されている。

平成 30 年度の総会及びフォーラムは、以下のとおり開催され、それぞれの会合に専門家等を派遣し、国際標準の策定に向けた各種プロジェクトの進捗状況等に関する情報を収集した。

#### 【第 24 回国連 CEFAC 総会（ジュネーブ・スイス）】

：平成 30 年 4 月 30 日（月）～5 月 1 日（火）

##### 《トピック》

- 国連 CEFAC ビューロの議長選出
- 国連 CEFAC2018 からの活動計画案の承認
- アジア・太平洋地区・アフリカ地区レポータの活動報告

#### 【第 31 回国連 CEFAC フォーラム（ジュネーブ・スイス）】

：平成 30 年 4 月 23 日（月）～27 日（金）

##### 《トピック》

- Traceability for Sustainable Value Chain に関するミニ・コンファレンスの開催
- ブロックチェーンに関するコンファレンス/ワークショップ
- 国連/LOCODE プロジェクトの発足会議

#### 【第 32 回国連 CEFAC フォーラム（杭州・中国）】

：平成 30 年 10 月 14 日（日）～19 日（金）

#### 《トピック》

- 国連 CEFAC T フォーラムの開催に先立ち、国連 CEFAC T の活動及び中国における e ビジネスの最新状況を紹介するセミナー（貿易円滑化と e ビジネスサミット）が開催された。
- Internet of Things (IoT) の貿易円滑化への活用事例報告
- ブロックチェーンの貿易円滑化に向けた将来の活用事例報告

#### ② AFACT 会議への参加

当協会は、AFACT の創設メンバーとしてこれまで AFACT の諸活動に積極的に参画してきた。

AFACT は、毎年度メンバー各がホスト役を交替により担当し、年 2 回、中間会合（春季）と総会（秋季）を開催している。平成 30 年度はバングラデシュがホストとなり、総会がダッカで開催された<sup>5</sup>。

会合の概要については、全体の概要是もとより、原産地証明書の電子化や旅行・観光等を検討内容とする「ビジネスドメイン委員会（BDC）」、サプライチェーン関連標準の開発や最新技術動向への対応を検討内容とする「基礎技術・手法委員会（TMC）」及び普及啓蒙活動への対応を検討内容とする「コミュニティ支援委員会（CSC）」での活動概要等を当協会の広報誌へ掲載するとともに、ホームページにも公表し、当協会賛助会員をはじめ関係団体・機関、企業等に幅広く広報した。

#### 【第 36 回 AFACT 総会（ダッカ・バングラデシュ）】

：平成 30 年 5 月 9 日（水）～11 日（金）

#### 《トピック》

- AFACT の運営強化についての検討（StC メンバーの拡充検討、Permanent Secretariat の強化など）
- 各委員会の活動報告

#### ③ APTF F

国連 ESCAP は、アジア開発銀行の協賛によりアジア太平洋地域の貿易円滑化と電子化を促進するため、平成 21 年以降、APTF F (Asia-Pacific Trade Facilitation Forum : アジア・太平洋貿易円滑化フォーラム) を開催しているが、平成 30 年度の開催はなかった。

<sup>5</sup> 中間会合は開催されなかった。

## 二 その他の事業

### ① セミナー等開催事業

平成 30 年度においては、7 月に在ブリュッセル法律事務所の弁護士の来日する機会を捉え、貿易関係者の関心の高い「EU 貿易救済法制・実務及び BREXIT が我が国の輸出・投資に与える影響について」のセミナーを開催した。また、9 月には（株）日立ソリューションズとの共催で、「メガ FTA (TPP11、日 EU) の発効を見据えたグローバル通商戦略とは」と題したセミナーを開催した。なお、本年 2 月には、駐日欧州連合（EU）代表部と共に、EU 委員会租税・関税同盟総局担当課長と当協会業務二部長を講演者とする日 EU・EPA の原産地手続に関するセミナーを開催した。本セミナーは日 EU・EPA の原産地手続、特に EU における原産資格を証明するために必要なサプライヤー宣誓制度等を含む原産地の自己申告手続に焦点を当てたもので、2 月に EPA が発効した直後でもあり、時宜を得たものとなり、定員 250 名の応募が半日で満席となり、座席を増やし 300 名弱の参加を得た。

### ② 技術協力への支援事業

経済のグローバル化が進展し種々の経済連携協定が結ばれる中で、国際貿易関係手続の効率化、簡素化及び電子化は、一国だけで達成することは不可能であり、緊密な国際協力が必要不可欠である。このような状況下において、JASTPRO に対し、WCO（世界税関機構）が実施している技術協力事業（受入研修）・国際啓蒙活動（講師派遣）、JICA が実施している途上国税関職員に対する研修等への協力（講師派遣）要請等があった。これらの技術協力事業への支援・協力は、国際的に貿易関係手続の簡易化を推進し、ひいては途上国における日系企業の貿易活動の促進にも裨益するものであることから、積極的に当協会業務二部長を派遣し、以下の支援・協力を行った。

- 税関研修所主催関税技術協力研修での講演（千葉県柏市）  
平成 31 年 2 月 28 日（木）  
《トピック》原産地規則における世界的傾向及び原産地規則の専門家として

### ③ 受託調査事業

平成 30 年度については、当協会が実施可能なテーマでの調査事業のオファーがなかったため、受託調査事業は実施しなかった。

## (2) 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、我が国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードであり、NACCS の利用者（税関、通関業者、船会社、航空会社、倉庫業者、運送業者、銀行等）は、このコードを入力することにより貿易事業者名等を識別して、入出力や各種検索が出来ることとなっている。

平成 29 年 10 月以降、財務省・関税局の方針のもと NACCS の第 6 次更改に併せ、税関への輸出入申告手続きに際してはマイナンバー法<sup>6</sup>に基づく「法人番号」が使用されることとなったが、それ以降においても NACCS を運営している輸出入・港湾関連情報処理センター㈱（NACCS センター）と連携を図りつつ、JASTPRO コード取得者の「法人番号」と「JASTPRO コード」の紐付を行い、法人番号を補完するコードとして、JASTPRO コードの運用を継続していくこととなった。平成 28 年 3 月以降、NACCS センターはもとより関係 3 団体（日本通関業連合会、航空貨物運送協会、国際フレイトフォワーダーズ協会）の協力を得て、JASTPRO コードを取得している法人の輸出入者等（約 93,000 社）に対し案内を送付し、紐付け作業を実施してきた<sup>7</sup>。その結果、平成 29 年 9 月末までに 72,647 社（全法人登録社数の約 8 割）の紐付が完了し、第 6 次更改後の NACCS の業務には特段の支障もなく、スムーズに移行することができた。平成 31 年 3 月末の段階で、約 82,000 社（全法人登録者数の約 90%）について紐付が完了している。

平成 30 年度においても、JASTPRO コードの発給及びその保守管理を行うとともに、紐付け作業を継続し、税関に対する輸出入申告のみならず、貨物管理、船荷証券の作成、関税等の口座振替、各種帳票類の処理が効率的に行われ、通関手続きの簡素化はもとより、国際物流の迅速化の実現に資するよう更なる利便性の向上に努めた。

なお、平成 30 年度は、7 月に「西日本豪雨」、9 月に「台風第 21 号による大雨」、「北海道胆振東部地震」が発生したが、国税、税関当局をはじめ関係省庁において、災害支援の一環として申請期限の延長等の措置が取られた。当協会においてもそれに準ずる形で、これら特定災害地域と指定された地域に所在する登録者のうち 1 年以内に登録期限が到来する者（約 6,500 者）について、1 年間の期間延長を行った。

以上

<sup>6</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

<sup>7</sup> 法人番号は、当該企業名等の表記方法が「和文表記」であり、一方、輸出入申告手続を受付ける NACCS は、「英文表記」であることを要件とするため、NACCS で法人番号を使用するには「和文表記」を「英文表記」に変換する必要がある。このため当協会は、NACCS センターからの要請を受け、利用者が従来どおり JASTPRO コードを入力すれば NACCS が英文表記と法人番号が対応した形で受理できるように、JASTPRO コード（英文表記）と法人番号とを紐付けした。